

仙台市では、平成30年4月1日より 不妊に悩む方への特定治療支援事業 の助成を拡充します

対象

- ・ 特定不妊治療が終了した日が平成30年4月1日以降の方。
- ・ 申請回数が通算2回目において、A, B, D, Eの治療を行った方。

助成の額

助成上限額を15万円から20万円に拡充します。

治療内容	1回の治療に対する助成上限額			男性不妊治療を実施した場合の追加助成額
	初回	2回目	3回目以降	
A 新鮮胚移植を実施	30万円まで	20万円まで	15万円まで	15万円まで
B 凍結胚移植を実施 (採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。)				
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	7万5千円まで	7万5千円まで	7万5千円まで	対象外
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	30万円まで	20万円まで	15万円まで	15万円まで
E 受精できず 又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止				
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	7万5千円まで	7万5千円まで	7万5千円まで	

助成の回数

これまでと変更はありません。

初回治療開始時の妻の年齢	40歳未満	40歳～42歳	43歳以上
通算助成回数 ※1年度あたりの回数制限はありません	43歳になるまで 通算6回まで	43歳になるまで 通算3回まで	助成対象外

お問い合わせ先・申請窓口

詳しくは、お住まいのある区役所・総合支所までお問い合わせください。

青葉区家庭健康課	225-7211	太白区家庭健康課	247-1111
宮城総合支所保健福祉課	392-2111	秋保総合支所保健福祉課	399-2111
宮城野区家庭健康課	291-2111	泉区家庭健康課	372-3111
若林区家庭健康課	282-1111	(子供未来局子供保健福祉課	214-8189)